

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。</p> <p>5 5 7 （略）</p>	<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。</p> <p>5 5 7 （略）</p>